



新環対第1197号
令和3年12月27日

新潟市長 中原 八一 様
(環境部循環社会推進課)

新潟市長 中原 八一
(環境部環境対策課)



新潟市新焼却施設整備に係る環境影響評価方法書に対する意見について（通知）

令和3年8月11日付けで送付のあった標記方法書について、新潟市環境影響評価条例第12条第1項の規定に基づき、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べます。

記

今後、事業者は次の事項を十分に踏まえ、本事業に係る施設の配置及び構造その他の事業計画並びに環境影響評価の手法に反映させるよう、留意すべきである。

1 総括的事項

- (1) 当該事業の実施想定区域の周辺には住宅地が存在しているため、今後の手続きを進めるにあたり、周辺の地域住民等に対して適切に情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知するよう努めること。
- (2) 当該事業は施設設計や工事計画などの事業計画の詳細が未確定であることから、これを可能な限り確定させた上で適切に環境影響評価を行うとともに、事業計画の確定に至った検討経緯を準備書に記載すること。
- (3) 当該事業は、既存焼却施設の更新であり、同敷地内における建替えの事業であるため、現況を適切に把握し、新施設においてはより一層の環境負荷の回避、低減について十分に検討すること。
- (4) 環境影響評価の実施において、環境の影響に関し新たな事実が判明した場合は、必要に応じて選定した項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。

2 個別事項

(1) 大気質について

- ・当該施設の煙突高さは59m又は80mの二案で検討されており、準備書において煙突の高さを確定できない場合は、それぞれの煙突高さにおける環境影響を明らかにすること。

- ・調査地点の選定については、市街地など周辺地域の保全対象を考慮した地点選定を行うこと。
- (2) 騒音・低周波音について
- ・方法書における騒音の予測式では、種々の要因による減衰が反映されていないため、再度精査し適切に予測・評価を行うこと。
 - ・ファン等の屋外設備の設置がある場合は、屋外配置における適切な予測式を用いること。
 - ・低周波音の評価方法については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」等を参考に評価値を再度検討し適切に予測・評価を行うこと。
- (3) 土壌について
- ・当該地では砒素の土壌汚染が確認されているため、土壌汚染の状況と汚染区画の利用計画を照らし合わせ、汚染土壌による周辺環境への影響について把握すること。
- (4) 水質について
- ・当該地周辺は地下水位が高く、地下構造物の設置工事等において地下水の揚水が想定されることから、工事における濁水の処理方法及び排出先を準備書に明記すること。
 - ・当該地下水には砒素が含まれる可能性が高いため、公共用水域へ排水する場合は水質測定を行い、必要に応じて適切に処理を行う等、周辺水環境に影響を及ぼすことのない工事計画とすること。
- (5) 動物について
- ・計画地周辺の水田は、新潟市の鳥に指定されているハクチョウ類の採餌場になっていることから、工事の実施及び施設の供用によるハクチョウ類の採餌の影響について調査、予測及び評価を行うこと。
 - ・計画地周辺は、採餌、ねぐら替え等のハクチョウ類の飛行コースにあたることから、建築物に対するバードストライクの影響について調査、予測及び評価を行うこと。
- (6) 景観について
- ・景観については、主要な眺望点からの景観に関しフォトモンタージュを作成することとしているが、計画地周辺には住宅地等が存在しているため、周辺住居エリア等からのフォトモンタージュも作成し、施設近傍における景観への影響についても確認すること。
- (7) 温室効果ガスについて
- ・当該事業は、既存焼却施設を更新する事業であることから、温室効果ガスの排出量については、既存施設と新設施設の排出量を比較し、施設の稼働に伴う温室効果ガスの削減量を明らかにすること。
 - ・太陽光発電など再生可能エネルギーの導入についても検討し、これによる温室効果ガス削減量についても明らかにすること。

3 その他事項

- (1) 準備書の作成にあたっては、文章や図の作成、用語の使用について工夫し、わかりやすい図書となるよう留意すること。